



協会けんぽ からのお知らせ

協会けんぽの出張相談窓口 (南国年金事務所内)を閉鎖します

協会けんぽの出張相談窓口は来訪者の減少や効率化の理由から、**2019年11月29日(金)**に閉鎖する予定です。

ご不便をおかけして申し訳ありませんが、閉鎖後の協会けんぽへの申請は、郵送または協会けんぽ高知支部窓口(ニッセイ高知ビル6階)のご利用をお願いします。

※年金事務所内の「協会けんぽ出張相談窓口」の閉鎖であり、年金事務所の閉鎖ではありません。
年金事務関連の業務は引き続き行っています。



申請書送付先

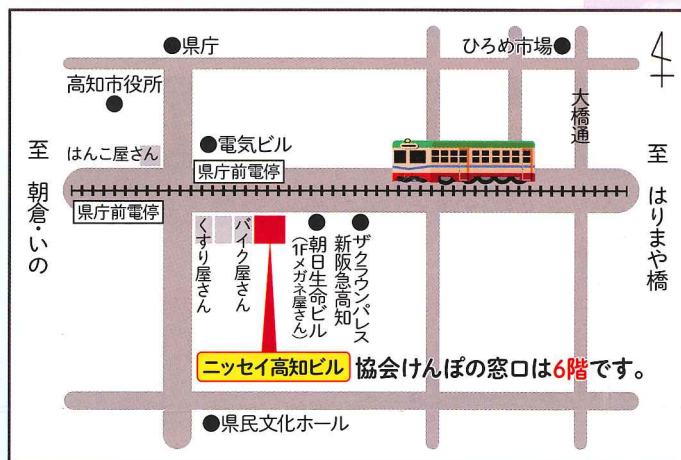
所在地 〒780-8501 高知市本町4-2-40
ニッセイ高知ビル 6階
全国健康保険協会高知支部

営業時間 午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)

電話番号 088-820-6010(代表)

- ・駐車場がございませんので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。
お車で越しの場合は、高知県庁前通り地下駐車場をご利用ください。
30分(150円分)の駐車券をお渡しします。
- ・電車の場合はとさでん交通「県庁前」電停下車すぐ
「ザクラウンパレス新阪急高知」から西へ2件隣のビルです。

協会けんぽ高知支部までの案内地図



協会けんぽ高知支部より メールマガジンのお知らせ

協会けんぽでは毎月15日ごろにメールマガジンを配信しています。

- 管理栄養士監修の簡単に作れる栄養価の高い料理のレシピ
- 季節の健康情報
- 正解すると健康パスポートシールがもらえる健康クイズ
- 制度変更などの情報

など様々なお役立ち情報を配信中! ぜひ登録をお願いします。



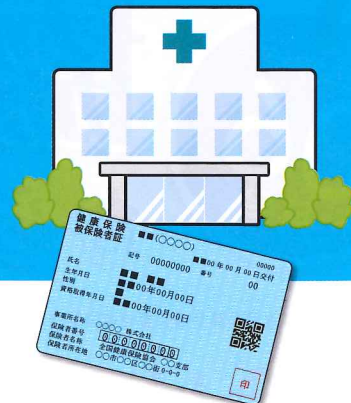
季節のレシピより「牛肉の野菜ロールフライ」

登録は
こちらから



退職時は保険証の回収を 確実にお願いします

健康保険料率の上昇を抑えるため、ご協力をお願いします



- 被保険者が保険証を使用できるのは退職日までで、退職日の翌日から無効となります。(被扶養者も同様です)
- 無効となった保険証が使用されると、健康保険制度から支出する必要のない医療費が支出されてしまいます。このような医療費が増加すると、将来の健康保険料率上昇につながります。(平成30年度に無効の保険証を使って支出された医療費は、高知支部だけで818件 17,809,892円に達しています)
- 無効となった保険証を退職者が使用しないよう、退職時は確実に保険証の回収をお願いします。

※退職時に保険証を回収できなかった場合

協会けんぽから保険証の返却を求めますので、日本年金機構へ資格喪失届等を提出する際に、退職者の電話番号を記入した「健康保険 被保険者証回収不能届」の添付をお願いします。

また、無効となった保険証を使用した場合は、退職者に対し法的措置も含めて、医療費の返還を求めています。



元号変更後の各種手続きについて

2019年5月以降も、新元号が記載されていない現行様式による届け出は可能です。

2019年5月以降の期間について、現行様式により届け出される場合は、「平成」を抹消し、「令和」に訂正の上(訂正印不要)、届け出いただきますようお願いいたします。



訂正例

令和
~~平成~~

1年5月31日

平成

令和

有効期限が印字されている帳票について (任意継続被保険者証、限度額適用認定証等)

資格喪失予定年月日が平成31年5月以降で表示されている任意継続被保険者証や、有効期限が平成31年5月以降で表示されている限度額適用認定証等については、元号変更後もそのまま使用していただけます。(差し替えは行いません)

お問い合わせ先



全国健康保険協会(協会けんぽ)高知支部

〒780-8501 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル6F

TEL. 088-820-6010 (代表)

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kochi>

協会けんぽ 高知支部

検索